

中国のセクシャル・ハラスメント問題への対応と 「#Me Too」運動の影響

真 殿 仁 美
城西大学

要 旨

「#Me Too」運動を機に、各国において多くの人たちがセクハラ被害について声を上げるようになった。「#Me Too」運動は、中国でどのようなかたち表れたのだろうか。

本稿の第1のねらいは、中国社会のハラスメント問題、なかでもセクハラに注目し、これまでに中国社会がセクハラ問題に対して、どのような姿勢で対応してきたのかについて明らかにすることにある。本稿における第2のねらいは、世界を席卷した「#Me Too」運動が、中国社会にどのようなかたちで表れ、いかなる影響を与えたのかについて検証することである。

結果として、中国では公共の場を含む、あらゆる場においてセクハラ問題が生じていることが分かった。その一方、中国では積極的にセクハラ研究に取り組み、海外におけるセクハラ問題への対応事例や社会における性差別を解消するための手立てなどに関心を寄せ、検証を重ねている。セクハラに関する国内の法整備の面では、関係する法「女性権益保障法」を改正するなどして取り組んではいるものの、まだ多くの課題を抱えていることが見えてきた。中国における「#Me Too」運動は、ソーシャルメディアを通じた大学キャンパスでのセクハラ被害を告発する、というかたちで表れた。このソーシャルメディアを通じたセクハラ被害の告発は、結果として中国の教育界が抱える深刻な課題を表面化させるに至った。

いまや中国では、大学キャンパスや公共の場でのセクハラ問題は、社会的課題として人々の関心を集めている。これから中国は、この社会的課題を解決するために、有効な防止策を講じていくことが求められている。

キーワード：中国のセクハラ問題への対応、改正女性権益保障法、公共の場でのセクハラ問題、大学キャンパスにおけるセクハラ、「#Me Too」運動の影響

はじめに

2017年にアメリカのハリウッドで、映画プロデューサーによる女性へのセクシャル・ハラスメント（以下、セクハラ）疑惑が報じられたのを機に広がった「#Me Too」運動は、やがて世界を席卷し、各国でセクハラ被害について声を上げる人たちが相次いだ。「#Me Too」運動は、中国でどのようなかたち表れたのだろうか。

本稿では、中国社会のハラスメント問題、なかでもセクハラに注目し、先ずこれまでに中国社

会がセクハラ問題に対して、どのような姿勢で対応してきたのかについて明らかにしていく。次に、世界を席卷した「#Me Too」運動が、中国社会にどのようなかたちで表れ、いかなる影響を与えたのかについても考察を行なう。

1. 先行研究にみる中国でのセクハラ研究の視座——歴史上最古のセクハラか

本節では、先行研究において見られる中国のセクハラ問題の研究視点を整理しておく。セクハラという表現は1960年代にアメリカであらわれはじめ、その後1990年代以降に中国社会で広がりはじめた（紀2002：39、岡村2004：119）といわれている。中国語ではセクハラを“性騷擾”と表現している⁽¹⁾。“性騷擾”という表現が登場する以前は、異性、特に女性に対して礼儀をわきまえない言動を“揩油”（上前をはねる），“調戲”（女性にふざけたことをする），“吃豆腐”（女性をからかう），“耍流氓”（女性にわいせつな行為をする），“毛手毛脚”（軽はずみなことをする）などの表現で表していた（王2011：249）。“性騷擾”という表現が用いられるようになってからも、中国社会においてセクハラへの認識は、かなり長期にわたり曖昧であった（紀2002：39）ともいわれている。

セクハラへの認識のあいまいさが指摘される一方、中国国内においてセクハラ問題に関する研究は、数多くみられる。セクハラとその被害に関する研究を手掛けた紀（2002）は、当時の中国における学术界や司法において、セクハラへの統一した見解を打ち出すことができていないことを指摘していた。また、セクハラの実態や分類に関する研究では、胡・頼（2008）が、研究者たちによるセクハラ定義や『中国性科学百科全書』に示されたセクハラの実態について詳細に分析している。その他の視点としては、職場でのセクハラ問題に関する研究（李・祝・張2013、曹・劉2009その他）、公共交通機関でのセクハラ問題に関する研究（魏2013）、セクハラ問題の要因分析と解決策を模索した研究（王・雷2008）などもある。また、法におけるセクハラの実態や位置づけを考察した研究も多数ある。中国の法制度におけるセクハラ（王2011）や、セクハラ損害賠償に関する研究（唐2006）、改正女性權益保障法におけるセクハラの実態や位置づけに関する研究（林2007）、セクハラ問題と立法に関する研究（張・高2006、趙・徐2011他）などがそうである。さらに、学校でのセクハラに関する研究（黄・宋2008）や高等教育機関でのセクハラの実態分析（李・方2016）などの研究もみられ、中国ではさまざまな視点からセクハラ問題に関する研究が行なわれていることがわかる。

一方、日本国内においても中国のセクハラ問題に関する研究はいくつか手掛けられてきた。中国国内でセクハラ訴訟が増えてきたことから法整備の必要性を指摘した岡村（2004）の研究、改正された女性權益保障法の問題点を整理した娜仁図雅（2006）の研究、女性權益保障法の全訳を手掛けた田中（2006）の研究、四川のセクハラ訴訟や中国でのセクハラ問題を取りあげた松井（2009）の研究など、日本国内では訴訟や法律の視点からの中国セクハラ研究がいくつか見られる。

これら数多くの先行研究のなかでも、胡・頼（2008）による研究は興味深い。胡・頼（2008）は、中国語の“性騷擾”の定義や種類に関する研究を行ない、その中で識者によるセクハラへの見解や『中国性科学百科全書』で示されたセクハラの内容などを詳細に取りあげている。それによるとセクハラとは、男性上司または男性の従業員が、みだらな表現や低俗な振る舞いなどで女性従業員を混乱させ、甚だしくは、性的行為を強引に行なったり性的な関係を強いたりすることを指す。また、社会において非礼となる数々の性に関する情報を引き合いに異性（主に女性）を侮辱し、性的な行為をせまることをいう、と説明している。その上で、セクハラは他者を侮辱し、人としての尊厳や権利を侵害する不道德な行為であると述べている。この不道德な行為とみなされるセクハラは、はるか昔の中国の書物『路史前記』にも登場しているという。書物には、若い男性による街中でのわいせつな行為が時の権力者の逆鱗にふれ、西南地方へ追放された、という記述がある。胡・頼（2008：4）はこの書物における記載について、おそらく歴史上で記述が残っている最古のセクハラではなかろうか、と分析している。

多くの視点から中国のセクハラ問題が研究され続けていることについて魏（2013：12）は、セクハラ研究を通じて、欧米のセクハラ研究から主要な問題意識を共有するのみならず、中国社会の伝統文化を背景に繰り上げられる社会性別の不平等さにも目を向けることができたという。また、セクハラ問題への研究が活発に行なわれてきたことで、結果としてセクハラ問題にとどまらず、中国社会に存在している性別の不平等さにかかわる広範囲の課題として位置づけることができたとの見解を示している。

2. 中国社会におけるこれまでのセクハラ問題への対応

(1) あらゆる場で生じているセクハラ問題

上述のように、中国国内でセクハラという語が広がりはじめたのは1990年代以降のことである。広州市ではそれより以前からセクハラが問題になり、すでに1980年代からセクハラに関する苦情が、市の婦女連合会權益部に寄せられるようになっていた（胡・頼2008：4）。

実際、これまで中国社会のあらゆる場でセクハラ問題は生じてきた。少し前になるが、2001年に中国のメディア中国新聞社が、日頃バスに乗車する100人の広州の女性に調査をしたところ、6割以上の女性自らがセクハラ被害に遭った、またはセクハラを目撃したことがある、とこたえた。被害に遭った女性の多くは18-25歳で、セクハラ加害者の年齢は25 - 40歳くらいであったという。セクハラ被害の中で最も多かったのが、故意にぴったりと身体を押し付けられ、左右にこすりつけるような動作をされた、ということであった（紀2002：41）。

また、中国メディアの『華夏時報』（2004）は、北京のCBD（商務中心区）で働くホワイトカラーを対象に、セクハラ被害を調査している。その調査結果によると、85.7%の女性がセクハラ被害に遭遇しているという。また同時に、CBDでセクハラ被害にあった女性の大多数は35歳以下の女性であることもわかった（万2006：20）。

中国社会でセクハラという語が広がり始めて以降、メディアにおいてもセクハラに関する調査が行なわれるようになり、公共交通機関や職場等さまざまな場所でセクハラが生じている実態が明らかにされるようになってきた。

さらに時を同じくして、湖南理工学院の万（2006）は、学院に在籍する女子学生を対象に、セクハラ遭遇の有無について調査を行なっている。その結果、52%の女子学生が、ネット上で会話や動画を通じて交流するサイトで、卑猥な動画を送りつけられたり、見知らぬ相手からの電話で関係を迫られたり、混雑したバスの中で身体を触られたり、学院内の教室で個人的な指導を受けているときに、教員から不快な眼差しを向けられたり、とさまざまなかたちのセクハラ被害に遭遇してきた、とこたえている。

(2) 司法の場におけるセクハラ問題提起

時期は前後するが、中国でセクハラ問題が司法の場において提起されるようになるのは、2001年以降のことである。中国で初めてのセクハラ訴訟は、西安市で行なわれた。2001年7月、西安市の国有企業で働く女性社員の童氏が、7年間にわたり上司からセクハラを受け続けてきたことを裁判所に訴えてた。西安市の蓮湖区の裁判所は、同年10月に審理を非公開にして行なうことを決め、その後約二ヵ月かけ審理をした。審理を経て、裁判所は原告側が示したセクハラ被害の証拠が不十分であるとし、原告側の訴えを退けた。中国で初となるこのセクハラ訴訟は、証拠不十分で1審、2審とも原告の敗訴で終わっている。その後、2003年6月に武漢市で行なわれたセクハラ訴訟では、初めてとなる原告側勝訴が下された。この武漢市のセクハラ訴訟は、企業ではなく教育機関である専門学校において、女性教師が研究室の男性上司によるセクハラを訴えた。セクハラ裁判で原告側が勝訴したのは、四川省で初めてとなったセクハラ裁判（2003）、河南省鄭州市での悪意あるうわさによるセクハラ被害訴訟（2003）など他にもある。

これら一連の流れから、中国社会では、セクハラという語が社会で広がり始めてからしばらくおいて、司法の場でセクハラ問題が提起されるようになったことがわかる。しかし中国では、セクハラ問題が訴訟に持ち込まれること自体が非常にまれである（岡村 2004：119）という。その理由として、訴訟を困難にしているいくつかの要因を指摘している。一つは、訴訟に持ち込んだとしても、セクハラ概念についての明文規定が存在していないことから、抽象的な原則規定による判断になってしまうことである。二つ目には、立証が難しいことを挙げている。セクハラが密室で行なわれることが多いことから、証拠や第三者による証言を得ることが極めて難しいことを指摘している。

(3) セクハラによる権利侵害とは

一方、譚（2013：256）は中国でのセクハラ訴訟について、どのような権利侵害を受けたのかが明確でなく、“名前”を借りた起訴という状況が存在していると指摘している。これは、セクハラ被害を訴え出てきた裁判において、侵害された権利がさまざまに挙げられていることを指し

ている。譚によると、2003年に北京でセクハラ訴訟が行なわれた際は名誉を保つ権利が侵害されたことを挙げ、武漢で女性弁護士が起こした裁判では、身体権や名誉を保つ権利、人としての尊厳を確保する権利が侵害されたことなどが焦点になったという。また、2005年に重慶で行なわれたセクハラ訴訟では当初、健康権利の侵害が理由に挙げられていたが、健康権利の侵害での起訴が難しいことから人としての尊厳を侵害したことに置き換えられたという。これらの事例から、中国のセクハラ訴訟では、さまざまな権利侵害を理由として挙げていることが読み取れる。

邢（2007：25、28）はセクハラについて、一種の性別差別であると同時に、被害を受けた者の権利を侵害する行為であり、人としての尊厳を侮辱するものであると述べている。その上で、セクハラは人格の尊厳を侵害するものであるとの見解を示している。実際、中国では2001年に最高人民法院審理判決委員会が「最高人民法院は民法上の権利侵害と精神的な損害に対する賠償責任を確定することに関する若干の問題解釈」を出し、人としての尊厳を確保する権利が侵害された場合は、精神的な損害を被ったとして賠償を求める（第1条）ことができると定めている。しかし、人としての尊厳を確保する権利について、理論的に論証が十分に行なわれていないことや、司法の活用が十分でないことを指摘している。

(4) セクハラを明文化

中国では、セクハラを禁止する条文と、被害を受けた者が申し立てる権利を有することが法において規定されている。2005年に「第4回世界女性会議（北京会議）十周年記念会議」の開催に先立ち、「中華人民共和国女性權益保障法」（1992年制定・施行、2005年改正、同年12月1日施行、以下、改正女性權益保障法と記す）の改正に踏み切った。この改正において、新たに「女性に対してセクハラを行なうことを禁止する。被害を受けた女性は、企業または関係機関に申し立てる権利を有する」（第40条）条文が盛り込まれた。

娜仁図雅（2006：167-168）は、改正女性權益保障法について、全面的に女性の権利を保障し、基本法としての役割が期待できるようになった、と評価している。セクハラに関する条文が新たに加えられたことについては、中国の立法史において初めて明文化され、セクハラに関する法規定の空白を埋めることにつながる、と分析している。その一方で、この改正女性權益保障法では、セクハラ概念については規定されていない。そのことから、実効性を欠く条文となり、適用過程において混乱が生じる可能性が極めて高いことにも言及している。

改正女性權益保障法において、セクハラを禁止する条文が盛り込まれたことは意義があるだろう。しかし、セクハラ定義について踏み込まなかったことや、セクハラにより侵害される権利、加害者の法的責任、また、男性のセクハラ被害⁽²⁾への言及がなされなかったことなどを踏まえると、課題を残すことになったと言える。今後の改正において、セクハラ定義を明確に示し広く知らしめることで、セクハラを防ぎ止めることにもつながると考えられる。また、セクハラにより侵害される権利や加害者の法的責任についても、関係する法を併せて整備し具体的に示していくことが必要になるだろう。

(5) 女性の身なりをめぐる論争

中国社会のあらゆる場でセクハラが生じ、訴訟にまで発展するようになっていくなか、セクハラは女性の身なりに関係していると指摘する声が上がりはじめた。2012年6月20日、上海地下鉄第二運営有限公司のソーシャルメディア（微博）に、黒いワンピースから下着が透けて見える女性のイラストとともに「地下鉄の乗車の際には、服をしっかり着て、かき乱されることがないようにしましょう。地下鉄には狼がたくさんいます。狼との闘いはもちこたえることができないでしょう。お嬢さんたち、自重してくださいね！」というメッセージを載せた。上海地下鉄第二運営有限公司がこのようなメッセージを掲載した背景には、地下鉄内でセクハラ行為が多発し、事件に発展していたという事情があった。『法制日報』によると、2012年5-6月までの間に、上海の地下鉄内で発生したセクハラ事件は7件に及んでいたという。

この上海地下鉄第二運営有限公司のソーシャルメディアへの掲載をめぐるその後、ネット上で大きな論争が繰り広げられていった。女性の身なりがハラスメントを引き起こすと考えている人たちと、個人の身なりについて他者が踏み入るべきではない、と主張する人たち、それぞれがネット上で激しい論争を繰り広げた。

まず、公共の場で女性が身体をさらけ出した身なりをしていることが、ハラスメントを引き起こすと主張する人たちは、公共の場で身なりに気をつけることは社会生活を営む上で、守るべき道徳であるとの主張を繰り広げた。また、肌の露出が多い身なりをした女性に対して、“墮落している”、や“気ままに振る舞っている”と厳しく非難し、そのような身なりが男性によるハラスメントを引き起こしている、と述べる人たちも出てきた。その一方で、上海地下鉄第二運営有限公司のメッセージは、女性を尊重することなく伝統的な価値を押し付け、好ましくない、と抗議の意思を表す女性たちも出てきた。実際、女性の権利団体は、ソーシャルメディアを通じて、上海地下鉄第二運営有限公司に対し掲載を削除し、謝罪するよう求めた。

上海地下鉄第二運営有限公司のソーシャルメディアへの投稿を機に、ネット上で大きな論争が繰り広げられたことを受けて、中国新聞網がネットユーザー10万人を対象に、女性の身なりとセクハラに関する調査を行なった（魏 2013：11）。その結果、80%以上のユーザーが、女性の肌を露出した身なりがセクハラを引き起こすのは必然的な結果、ととらえていることがわかった。また、ユーザーの14%足らずは、女性の身なりとセクハラは関係がないとこたえていた。さらに、上海地下鉄第二運営有限公司のソーシャルメディアへの掲載について、66%のユーザーは、適した方法であるにとらえていることもわかった。一方で、ユーザーの18%が適当でないことと見え、その理由として、セクハラという罪を女性の身なりに擦り付け、言い逃れだとこたえている。

上海地下鉄第二運営有限公司のソーシャルメディアへの掲載に端を発し、セクハラと女性の身なりの関係性を指摘する声など、さまざまな意見が飛び交った。南京の地下鉄を運営する南京地下鉄運営分公司は、この動きを受けて、女性の乗客に対して、肌を露出した身なりで乗車しないよう呼びかける対応をしはじめた。南京市では、公共交通の管理に関する条例「南京市軌道交通

管理条例」において乗客に対し、公共交通機関を利用する自覚を有し、マナーや秩序を遵守（第33条）するよう求めている。この条例に基づいて定められた「南京市轨道交通乘客守则」では、地下鉄に乗車する際の注意事項として、裸足や肌脱ぎを禁止（第5条）することを定めている。しかし、上海の地下鉄で問題となった、肌を露出した身なりや下着が透けて見える身なりで乗車することを禁止している条文はない。このことから、南京市の地下鉄運営分公司は、あくまでも呼びかけであって、禁止しているのではない、と述べている（揚子晩報2012）。

上海地下鉄でのセクハラ問題や上海地下鉄第二運営有限公司のソーシャルメディアへの掲載をめぐって、中華女子学院教授の周応江は、各国では経営側の安全保障義務が法律において定められていることを指摘している。しかし中国では、地下鉄車内のことがそもそも経営側の行なうべき安全保障の範囲に含まれるのか、明確な規定がないという。周は、経営側の安全保障義務として人身を保護することは、合理的な保障義務の範囲内であることを指摘している。その上で、公共の場における利用者の安全、快適な環境を保障し、セクハラ犯罪を防ぐよう環境を整えていくことが重要であると述べている（法制日報2012）⁽³⁾。

1990年代以降、中国社会にセクハラという言葉が広がりはじめてから、セクハラが司法の場で取りあげられるようになったり、セクハラを禁止する条文が新たに制定されたりしたことから、中国社会のセクハラ問題への対応に一定の有効的な変化を見ることができた。また、公共の場でのセクハラ問題を巡っては、多くのネットユーザーがそれぞれの視点から意見を寄せるなどしたことから、中国社会のこの問題への関心の高さもうかがうことができた。

果たして、女性の身なりとセクハラは関係しているのだろうか。セクハラが発生する要因の分析と解決策を模索する研究を手掛けている王・雷（2008：327）は、セクハラが発生する要因の一つとして、道徳的制約の減少を挙げている。また、公共の場と職場で発生するセクハラは、それぞれ異なる要因であるという。その上で、公共の場でセクハラが発生する要因として、社会全体の道徳水準が低下していることや、各個人の自分自身への道徳的制約が減少していることを指摘している。さらに、社会全体の道徳水準が低下していることで、セクハラを抑制する世論を醸成することが難しい状況になっていることや、セクハラ被害者への支援がなかなか集まらないことにも言及している。このような状態がつづく、セクハラ加害者を勢いづかせることにもなりかねないと懸念を表し、社会全体の道徳水準を高めていく必要があると述べている。

3. 中国の教育界で広がりを見せる「#Me Too」運動

(1) ソーシャルメディアを通じたセクハラ被害の告発

中国社会で、公共の場を含むあらゆる場所でセクハラ問題が生じている中、2017年に世界を席卷した「#Me Too」運動は、中国でどのようなかたちで表れたのだろうか⁽⁴⁾。「#Me Too」運動は、アメリカのハリウッドを舞台に注目を集めるようになったが、「Me too」という表現を用いた運動は、すでに2007年から女性活動家のタラナ・パークによってはじめられていた⁽⁵⁾。そ

の後、アメリカのハリウッドでの映画プロデューサーによるセクハラ騒動を機に、ハッシュタグ付きの「#Me Too」運動へと広がりを見せ、セクハラや性的被害を告発する運動へと展開されるようになる。「#Me Too」運動はノルウェーやスウェーデンなどのヨーロッパにも及び、女優らなどが被害体験を述べはじめ、やがて世界に波及していった。

日本では、ジャーナリストやブロガーなどによって、「#Me Too」とセクハラ被害を訴える動きがみられた。日本の「#Me Too」運動については、アメリカやヨーロッパでみられた俳優らによる告発はほとんど見ることはない⁽⁶⁾。声を挙げているのは、組織に属していないフリーランスで活動している女性たち (DIAMOND online 2018)⁽⁷⁾ という指摘もあった。

一方で、中国では教育界を舞台にした「#Me Too」運動が広がりを見せた。中国で「#Me Too」運動が広がるきっかけになったのは、大学でセクハラを受けた学生たちによるソーシャルメディアへの投稿であった。2017年12月31日に、現在アメリカで暮らしている北京航空航天大学の卒業生の羅茜茜が「私は実名を明かして、北京航空航天大学の教授、長江学者でもある陳小武の女子学生へのセクハラを告発します」と題して、ソーシャルメディア(微博)に投稿した。羅は、2011年に北京航空航天大学の博士課程を修了している。在学中、同大教授の陳小武からセクハラをうけたことや、陳によるその他の女子学生へのセクハラについて、ソーシャルメディアを通じて告発した。

2018年4月には、カナダに住む北京大学の卒業生李悠悠が、中国のソーシャルメディア豆瓣に、1998年に自殺した親友の死が、大学教員から受けたセクハラによるものであったことを詳細に記した。それによると当時、北京大学准教授の瀋陽が李悠悠の親友であった高岩に性的関係を強要し、瀋は他の女子学生とも関係を持ち、高岩との関係を自分の都合の良いように他の女子学生へ吹聴し、追い詰められた高岩が最終的に自殺をしたことを詳細にしたためた。これらの告発を機にその後、他の大学でのセクハラ被害についても声が寄せられるようになった⁽⁸⁾。

ロイター通信 (REUTERS 2018) は、この中国のソーシャルメディアを活用した「#Me Too」運動によって、大学キャンパスにおけるセクハラ問題に注目が集まったと報じた。その一方で、政財界や芸能界を含む社会のその他の分野においては、セクハラ被害の告発はほとんど見られない、米国とは対照的だ、と指摘している。

(2) 大学キャンパスでのセクハラ問題への対応

ソーシャルメディアでの大学キャンパスにおけるセクハラ被害の告発に端を発し、中国では教育界におけるセクハラ問題への関心が一気に高まることになった。北京航空航天大学は、羅茜茜のソーシャルメディアでの告発を受けてただちに調査を行ない、同大教授の陳によるセクハラを認めた。その後、陳の同大大学院常務副院長の職を解任すると同時に、大学院生の指導をする資格をなく奪した⁽⁹⁾。2018年1月14日には中国の教育部が、陳の学生に対するセクハラを一切容認することができない、として同大教授の身分と、陳が有していた長江学者⁽¹⁰⁾の学術称号もはく奪することを発表した (DAIAMOND online 2018, NewSphere 2018)。同時に、陳に対して、

これまで支給した長江学者奨励金の返還についても求めた（中国新聞網 2018）。

北京大学卒業生の李悠悠の告発に対しては、名指しされた当時の北京大学准教授の瀋が、南京大学で勤務していたことから、南京大学も対応することになった。南京大学では同年4月に同大学の公式ホームページにおいて、瀋に対し教授を辞職するよう勧告すると同時に、教授としての職務を停止することを発表した。北京大学では、学長の指示を受けて規律委員会を開き事実確認を行なった。その上で、1998年にすでに高岩への対応を巡って、瀋が北京市公安局の調査を受け、警告処分を受けていたことを明らかにした⁽¹¹⁾。

大学キャンパスにおけるセクハラ問題を受けて、中国メディアも見解を述べるなど反応を示した。中国共産党の機関紙『人民日報』（2018年1月13日）は同社のソーシャルメディア版を通じて「沈黙を破り、勇敢に不（NO）と言おう」と題し、大学キャンパスでの教員によるセクハラはいかなる場合も容認することができない、との主張を展開した。『光明日報』（2018年4月17日）は、大学キャンパスでのセクハラ事件は、大学にとっても大きなマイナスになることを指摘している。その上で、大学が社会からの厳しい声やプレッシャーをはねのけたいのであれば、セクハラに関する公開調査を行ない、真実を明らかにするほかない、との見解を表明した。

中国国内の大学に在籍する50人以上の教授たちも行動を起こした。教授たちは教育部に対して、学内でのセクハラ問題について、隠ぺいすることなく厳しく処罰を行なうことや、セクハラ被害に遭った者を保護すること、また防止のための厳格なルールを定めることを求め嘆願書に署名した。

学生たちや女性の権利団体は、教授のセクハラ行為で注目を集めた北京航空航天大学から対外経済貿易大学までデモ行進をする予定であった。しかし、主催者側によってデモ行進の中止が発表された。一部の大学では、学生に対してデモに参加しないよう呼びかけを行っていたという⁽¹²⁾。この動きについてロイター通信は、大学キャンパス内でのセクハラに立ち向かう姿勢を見せる一方、中国で始まったばかりの「#Me Too」運動を封じ込めようとしているように見える、と報じた（REUTERS 2018）。

(3) 教育部のセクハラ問題への姿勢

ソーシャルメディアを通じて大学キャンパスでのセクハラ被害を告発する動きが相次いだことを受けて、教育部は2018年1月16日に会見を開いた。その中で、教育部スポークスマンの続梅は、師弟の関係を利用し学生にセクハラを行なうことに対して、いかなる理由があろうとも容認することができない、という立場を表明した。また、教育の場におけるセクハラを防ぐため、有効な制度を整えるよう動き出していることにも言及した。また、同年の3月には、教育部部長の陳宝生が、全国学校安全業務テレビ電話会議を開き、安全な教育の場を整えていくよう強く促した。また、教員に対して、師として人格に磨きをかけ、師としての行動をとるよう強く求めた。さらに、教育の場において健全な学生の権利を保障し、体罰やセクハラなどの違法行為についてはすみやかに発見し、厳しく処罰していくことにも言及した。

教育部はそれ以前から、大学キャンパスでのセクハラ被害を防ぐ手立てについて、見解を示していた。第12期全国人民代表大会第4回会議（第5232号）において提案された「性差別への対応を友好的に大学キャンパス計画に組み入れることに関する提案」に対して、教育部は2016年8月に回答書を提出している。その中で、キャンパスにおいて性暴力やセクハラ、破局の際の暴力などの行為が発生していることに言及し、大学生の危険な心理を防ぐ手立てを講じる必要があると述べている。具体的には、学生の心理状態を把握するシステムを学内で整備することや、女子学生へ支援を行なうこと、またカウンセリングを強化して取り組むことなどを挙げていた。

教育部はキャンパスで発生している性暴力やセクハラ問題を重視し、具体的な取り組み例を挙げるなど解決策を模索していた。しかし実際には、この手法では中国のキャンパス内でのセクハラ被害を防ぐことができていなかった。「#Me Too」運動によって、ソーシャルメディアを通じた大学キャンパスにおけるセクハラ被害の告発は、中国の大学が抱える深刻な課題をあぶり出したと言えるだろう。また、この「#Me Too」運動は、中国の大学をはじめ、教育界のセクハラへの対応について根本的な見直しを迫ることにつながった。それぞれの大学は今後、キャンパス内でのセクハラ問題への対応やセクハラを予防する有効な策を打ち出していくことが求められるだろう。

おわりに

本稿を通じて、これまでの中国社会でのセクハラへの対応、および2017年に世界を席卷した「#Me Too」運動の影響について明らかにしてきた。本論でも述べた通り、中国の学界はさまざまな視点から積極的にセクハラ研究に取り組んできた。セクハラに関する法整備の面では、改正女性権益保障法において、セクハラを禁止する条文を盛り込むなど、一定の変化が見られた。その一方、改正女性権益保障法では、セクハラの実効性のある条文としての役割を十分に果たすことができないだろう。また、セクハラ問題は女性に限らず、男性のセクハラ被害者も存在していることから、セクハラ被害の性別が限定されていることも課題として残るだろう。

世界を席卷した「#Me Too」運動は、中国においてソーシャルメディアを通じた大学キャンパスでのセクハラ被害の告発に結びつき、結果として中国の教育界が抱える深刻な課題を表面化させるに至った。これまでに中国で明るみになった大学キャンパスでのセクハラは、教育研究に従事し、学生の大学生活を支えるはずの指導者によって行なわれていた。これは学生の指導者への信頼や、学ぶ権利を踏みにじる卑劣な行為である。大学キャンパスでのセクハラを防ぐために、各大学は真剣に取り組んでいく必要があるだろう。

いまや中国の大学キャンパスや公共の場でのセクハラは、人々の関心をひく大きな社会的課題となっている。中国がこの先、大きな社会的課題として存在しているセクハラについて、どのように有効な防止策を講じていくのか注目していきたい。

《注》

- (1) 中国語でセクハラは、“性騷擾”という表現の他に、“性侵”という表現もある。
- (2) 趙・徐(2011:49)は、セクハラ被害は女性に限らず、男性に対するセクハラ被害も生じていることを指摘している。その上で、法律においてセクハラ被害を女性に限定している現状を改めていく必要があると指摘している。
- (3) 同じく中華女子学院教授の劉明輝は、地下鉄を管理する組織に対して言及し、社内でのセクハラ事件を防ぐための防犯制度への取り組みを強化することを指摘している。「上海地鉄微博称“女性穿太少不被騷擾才怪”引熱議」(『中国新聞網』)2012年6月26日 来源:法制日報
<http://www.chinanews.com/fz/2012/06-26/3985319.shtml>, visited 2018/12/29.
- (4) 中国で「#Me Too」は、中国語「#我也是」の表現も用いられている。
- (5) アメリカのハリウッドで、映画プロデューサーによる女性へのセクハラ騒動が報じられるようになった際、女優のアリッサ・ミラノがTwitterで「Me too」という表現を用いて、同じような被害を受けた女性に声を上げるよう求めたことから広がりを見せるようになった、との報道が散見される(例えば、北村豊(2018)「中国の名門大学を騒がせたセクハラ告発運動」(『日経ビジネスオンライン』)など)。しかし、「Me too」という表現はすでに、女性活動家で青年団体「Just Be Inc.」を設立したタラナ・パークが2007年に、性的暴力の被害にあった人たち、その中でも特に若い黒人の女性たちとつながることを目的に使用しはじめた。タラナ・パークは月刊誌のインタビューに応じた際やニュース番組に出演した際に、この「Me too」について、「拡散した後に忘れられてしまうようなキャンペーンや、ハッシュタグとしてつくったのではない」と述べている。そのうえで、「Me too」というシンプルな方法で共感を伝えることで、それを機に誰かと会話がはじまり、他の人たちが伝えようとしないう場所までメッセージや言葉を運ぶことができ、結果として性暴力の被害者を勇気づけることにつながっていくと語っている。タラナ・パークはこれまでの10年を「Me tooは、特に若い黒人女性に向けて、あなたは一人ではない、ということ伝えるための運動であった」とも振り返っている(Alanna Vagianos2017)。
- (6) アメリカ国務省が2018年4月に公表した「人権報告書」では、日本の職場でのセクハラについて、依然として横行している、との指摘がなされていた。働く女性の3割がセクハラ被害に遭っていることや、女性の平均月収が男性の73%にとどまっていることなどにも触れ、「日本の女性が、職場での不平等な扱いに懸念を示している」と述べている。『朝日新聞 DIDITAL』2018年4月21日
<https://www.asahi.com/articles/ASL4P2608L4PUHBI009.html>, visited 2018/08/08.
- (7) 日本での「#Me Too」運動については、しがらみを絶って告発を行なうことの難しさが指摘されている。「[#Me Too]が本格的な撲滅活動へ、米国のセクハラ文化は終わるか」(『DIAMOND online』2018年1月19日) <https://diamond.jp/articles/-/156387>, visited 2018/08/15.
- (8) これらソーシャルメディアで大学キャンパスでのセクハラ被害を訴える声が上がったことを機に、中国社会では、対外貿易大学や中国人民大学の教授によるセクハラ、中山大学博士課程の院生を指導する資格を有する教員によるセクハラなど、他大学の教員によるセクハラ行為を告発する動きが続いた。
- (9) 北京航空航天大学が羅茜茜による告発を受け、ただちに調査を行ない、陳の大学院常務副院長職を解任するなどしたことに対して、中国のメディア中国青年報は、わずか10日余りで驚くほど速い対応であったと報じた。「教育部撤銷陳小武“長江学者”称号停發併追獎金」(『光明網』)2018年1月15日 来源:中国青年報
http://m.gmw.cn/2018-01/15/content_27347087.htm, visited 2018/08/09.
- (10) 長江学者とは、1998年に中国教育部と香港李嘉誠基金が共同で資金助成を行ない、高等教育人材を育成していく計画「長江学者奨励計画」に基づき、中国大陸および香港、マカオ地区の大学あるいは中国科学院の機関で、研究および教職に従事している華人学者の中から選ばれた学者を指す。「長江学者奨励計画」の名称は、李嘉誠氏が創設した香港最大の企業グループ「長江集団」からつけ

た。長江学者に関する詳細は、Science Portal China「高等教育の現状と動向」

www.spc.jst.go.jp/education/higher_edct/hi_ed_2/2_2/2_2_5.html を参照。

- (11) 中国のメディア太陽網は、北京大学が学長の指示を受けて規律委員会を開いたことを詳細に報じている。1998年当時、北京市公安局が出した警告処分を受けて、当時の北京大学および北京大学中文系がどのような対応をしたのか、についても当時の文書を掲載して詳しく報じた。北京大学は大学における管理や制度が十分でなかったことを認め、その上で、学内でのセクハラを防ぐための教育を、より強化していくことを打ち出した。「北大公布当年瀋陽処分決定：曾說“算是女朋友”併擁抱親吻」(『光明網』) 2018年4月18日 来源：太陽網

http://m.gmw.cn/2018-04/08/content_28250590.htm, visited 2018/08/09.

- (12) 学生たちや女性の権利団体によると、中国では「#Me too」運動を支持するネット上の投稿は検閲されているという。また、一部の大学は、同運動を控えるよう学生に警告をしているという。「焦点：中国学生の反セクハラ運動封殺か、当局が「二枚舌」対応」(『REUTERS ロイター』) 2018年1月31日

<https://jp.reuters.com/article/china-anti-sexual-harassment-idJPKBN1FP12J>, visited 2018/08/08.

参考文献

- Alanna Vagianos (2017)「セクハラや性暴力を告発する「#Me Too (私も)」始まったのは10年前の黒人女性の“勇気”から。」(原題：The 'Me Too' Campaign Was Created By A Black Woman 10 Years Ago)「HUFFPOST」2017年10月17日
https://www.huffingtonpost.jp/2017/10/18/me-too-black-woman_a_23248342/, visited 2018/08/17.
https://www.huffingtonpost.com/entry/the-me-too-campaign-was-created-by-a-black-woman-10-years-ago_us_59e61a7fe4b02a215b336fee, visited 2018/08/17.
- 『朝日新聞 DIDITAL』2018年4月21日
<https://www.asahi.com/articles/ASL4P2608L4PUHBI009.html>, visited 2018/08/08.
- 曹艶春・劉秀芬 (2009)「職場性騷擾類型研究」(『学習論壇』第25巻、第4期)、pp. 67-72.
- 胡廷溢・頼妍彤 (2008)「性騷擾の定義、類型、特点与理性思考」(『中国性科学』第17巻8期)、pp. 3-5、p. 10.
- 黄国萍・宋文香 (2008)「校園和諧与校園性騷擾」(『中国校医』第22巻 第1期)、pp. 119-121.
- 紀秋発 (2002)「性騷擾及其危害」(『北京青年政治学院学报』第11巻 第2期)、pp. 39-43.
- 北村豊 (2018)「中国の名門大学を騒がせたセクハラ告発運動」(『日経ビジネスオンライン』)
<https://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/101059/041800148>, visited 2018/08/08.
- 李永鑫・祝慶・張玉潔 (2013)「職場性騷擾研究綜述」(『中国心理衛生雑誌』第27巻、第9期)、pp. 717-720.
- 李佳源・方蘇寧 (2016)「高校性騷擾：特征、現状、成因与応対機制」(『広州大学学法 (社会科学版)』第15巻 第8期)、pp. 91-97.
- 林建軍 (2007)「性騷擾的法律界定」(『法学雑誌』第5期)、pp. 114-116.
- 松井直之 (2009)「中華人民共和国におけるセクシャル・ハラスメント」(『比較法学』42巻3号)、pp. 159-168.
- 娜仁図雅 (2006)「中国におけるセクシャル・ハラスメント規定について」(『現代社会文化研究』No. 37)、pp. 161-174.
- 岡村志嘉子 (2004)「セクハラ訴訟急増と法整備の課題」(『ジュリスト』(No. 1263))、p. 119.
- Science Portal China「高等教育の現状と動向」
www.spc.jst.go.jp/education/higher_edct/hi_ed_2/2_2/2_2_5.html, visited 2018/12/30.
- 田中綾子 (2006)「資料 中華人民共和国女性權益保障法 北京+10 記念特刊『中国婦女報』(2005年8月29日)」(『国際女性』No. 20)、pp. 163.

- 譚浩宇 (2013) 「試論性騷擾」(『法制与社会』)、p. 256、p. 262.
- 唐芳 (2006) 「論性騷擾的損害賠償」(『婦女研究論叢』増刊 総第 74 期)、pp. 63-70.
- 万瓊華 (2006) 「從社会性別視角透析女大学生遭遇性騷擾」(『中華女子学院学友』 Vol. 18. No. 4)、pp. 20-23.
- 王克先 (2011) 「論我国性騷擾的立法司法及完善」(『法制与社会』)、pp. 249-251.
- 王留彦・雷安軍 (2008) 「如何解決当前的性騷擾問題」(『法制与社会』)、pp. 327-328.
- 魏偉 (2013) 「上海地鐵女性着裝“騷”“擾”之爭：性別化公共空間的後果」(『婦女研究論叢』第 1 期 總第 115 期)、pp. 10-17.
- 邢艷芬 (2007) 「性騷擾本質界定」(『重慶交通大學學報(社科版)』第 7 卷、第 4 期)、pp. 25-29.
- 趙華明・徐曉光 (2011) 「性騷擾案件面臨的困惑與立法建議」(『海峽法學』第 2 期、總第 48 期)、pp. 48-55.
- 張新寶・高燕竹 (2006) 「性騷擾法律規制的主要問題」(『法學家』第 4 期)、pp. 65-76.
- 「北大公布當年瀋陽處分決定：曾說“算是女朋友”併搜抱親吻」(『光明網』) 2018 年 4 月 18 日 来源：太陽網
http://m.gmw.cn/2018-04/08/content_28250590.htm, visited 2018/08/09.
- 「高校性騷擾防御機制亟待建立」(『光明日報』) 2018 年 4 月 17 日 来源：光明網
http://news.gmw.cn/2018-04/17/content_28353814.htm, visited 2018/08/08.
- 「教育部再度回應校園性騷擾：堅持零容認，絕不姑息！」(『光明網』) 2018 年 1 月 16 日 来源：中國新聞網
http://m.gmw.cn/2018-01/16/content_27364685.htm, visited 2018/08/08.
- 「焦點：中國學生的反セクハラ運動封殺か、当局が「二枚舌」対応」(『REUTERS ロイター』) 2018 年 1 月 31 日
<https://jp.reuters.com/article/china-anti-sexual-harassment-idJPKBN1FP12J>, visited 2018/08/08.
- 「教育部撤銷陳小武“長江學者”稱號停發併追獎金」(『光明網』) 2018 年 1 月 15 日 来源：中國青年報
http://m.gmw.cn/2018-01/15/content_27347087.htm, visited 2018/08/09.
- 「南京地鐵規定禁止赤膊赤腳 未禁止穿清涼裝進入」(『中國新聞網』) 2012 年 6 月 26 日 来源：揚子晚報
<http://www.chinanews.com/sh/2012/06-26/3986400.shtml>, visited 2018/12/29.
- 「人民日報微博談高校連曝性騷擾事件：打破沈默，勇敢說不」(『光明網』) 2018 年 1 月 13 日 来源：人民日報
http://m.gmw.cn/2018-01/13/content_27341331.htm, visited 2018/08/09.
- 「上海地鐵微博稱“女性穿太少不被騷擾才怪”引熱議」(『中國新聞網』) 2012 年 6 月 26 日 来源：法制日報
<http://www.chinanews.com/fz/2012/06-26/3985319.shtml>, visited 2018/12/29.
- 「中国の大学での初の「#Me too」告発、検閲すり抜ける 弾圧強まる恐れ」(『NewSphere』) 2018 年 2 月 13 日
<https://newsphere.jp/national/20180213-1/>, visited 2018/08/08.
- 「中国学生の反セクハラ運動封殺か、当局が「二枚舌」対応」(『DAIAMOND online』) 2018 年 2 月 13 日
<https://diamond.jp/articles/print/159721>, visited 2018/05/15.
- 「「#Me Too」が本格的な撲滅活動へ、米国のセクハラ文化は終わるか」(『DAIAMOND online』) 2018 年 1 月 19 日
<https://diamond.jp/articles/-/156387>, visited 2018/08/15.

The response to the sexual harassment problem and the influence of the #Me Too movement in China

Hitomi MADONO

Abstract

People calling about victims of sexual harassment in each country one after another with the “#Me Too” movement. How did “#Me Too” movement appear in China?

The primary objective of this paper is to clarify what kind of response the Chinese society has taken against sexual harassment. The second objective of this paper is to examine how the ‘#Me Too’ movement sweeping the world appeared in Chinese society and what kind of influence it had.

As a result, in China, in any place, including the public, it has been found that the harassment problem has occurred. On the other hand, China has actively worked on sexual harassment research, revealed that the law has been revised little by little. The “#Me Too” movement that swept the world led to accusations of sexual harassment on campus through social media in China, and as a result, serious problems of Chinese education world was surfaced.

Now sexual harassment at university campuses and public places in China is a major social issue. From now on, China is required to take effective preventive measures in order to solve this social issue.

Keywords: Responding to China’s sexual harassment problems, Amendment woman interest Security Act, Sexual harassment problems in public places, Sexual harassment at university campus, The influence of ‘#Me Too’ movement